

第 2 期八戸市教育振興基本計画（案）の概要について

1 計画策定の趣旨

八戸市教育委員会では、「夢はぐくむ ふれあいの教育 八戸」を教育の基本理念として、平成 15 年 3 月に「八戸市教育プラン」（平成 15 年度～24 年度）、平成 25 年 1 月に「八戸市教育振興基本計画」（平成 25 年度～29 年度）を策定し、各種教育施策を展開してきたが、現計画が平成 29 年度をもって計画期間を終えることに伴い、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、新たな計画を策定するものである。

また、同基本計画は教育の振興に関する基本的な方向性を示すものであり、これは八戸市教育大綱と意を同じくするものであることから、平成 30 年 2 月 14 日に開催した総合教育会議において協議・調整し、同基本計画をもって八戸市教育大綱とすることとしたものである。

【第 17 条第 2 項】

地方公共団体は教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画期間

2018 年度から 2023 年度までの 6 年間

3 計画の概要

(1)基本理念

夢はぐくむ ふれあいの教育 八戸

(2)基本理念の目指す教育の姿

○自ら学び、心身ともに豊かに生きる教育

「生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）」を育み、命を大切にする教育に取り組むとともに、生涯学習の推進を図ります。

○郷土を愛し、郷土とともに生きる教育

郷土に対する誇りと愛着を育み、様々な人と協働し、地域の担い手となる教育に取り組めます。

(3) 施策の体系

大 施 策	中 施 策	小 施 策
1 社会を生きるための力の育成	(1) 確かな学力の育成	① 授業の充実 ② 校種間連携の推進 ③ 国際理解教育・英語教育の推進
	(2) 豊かな心の育成	① 道徳教育の充実 ② 読書教育の推進 ③ 体験学習の推進 ④ 防災教育の推進 ⑤ 情報安全教育の推進
	(3) 健やかな体の育成	① 学校保健・食育の充実 ② 体力の向上
2 学びのセーフティネットの構築	(1) 就学前教育・高等学校教育の支援	① 就学前教育の支援 ② 高等学校教育の支援
	(2) 多様なニーズに応じた教育の充実	① 特別支援教育の充実 ② 多様な対応が必要な子どもへの支援 ③ 青少年の健全育成
	(3) 経済的支援の充実	① 奨学金事業の充実
3 学校教育をめぐる環境の充実	(1) 教職員支援体制の充実	① 教職員研修の充実 ② 教職員の校務の支援
	(2) 教育環境の充実	① 教育環境の整備 ② 教育の情報化の推進
	(3) 学校・家庭・地域の連携・協働の充実	① 地域密着型教育の充実 ② 家庭の教育力の向上
4 生涯を通じて学べる環境の充実	(1) 多様な学習機会の提供	① 多様な学習機会の提供 ② 社会教育施設による講座・展覧会等の開催
	(2) 社会教育施設の整備	① 社会教育施設の整備
5 文化財等の保護の推進	(1) 文化財の保存活用	① 史跡の整備活用の推進 ② 文化財の保存活用の推進 ③ 文化財・名勝等の保護管理の充実 ④ 民俗芸能等の保存継承の推進 ⑤ 考古等の資料・遺跡の調査研究の充実
	(2) 歴史記録の保存活用	① 歴史記録の保存活用の充実

4 策定の経過

年 月 日	内 容
平成29年 8 月 7 日	第 1 回策定委員会
平成29年10月25日	第 2 回策定委員会
平成29年11月27日	第 3 回策定委員会
平成29年12月11日～平成30年 1 月10日	パブリックコメント
平成30年 1 月31日	第 4 回策定委員会